

校内生活上の心得（「生徒手帳」より抜粋）

私達の自由は権利章典で保障されている。しかし、そのことの大切さを忘れて、意味を履き違えて行動すると、他人の自由を奪うだけでなく自分の自由も失ってしまう。

私達は自由であると同時に、自らの行動に責任を負っているのである。

1. 無断欠課及び無断早退しないこと。
2. 校舎内外の美化活動に取り組む。
3. 学校の施設・校具備品の使用及び取り扱いについては教職員に許可を得、責任をもって行う。又、破損した場合は教職員に届け出、休日の利用などについては教職員と連絡をもつ。

校内生活上の規則（「生徒手帳」より抜粋）

私達生徒に関する規則は、自主・自立の精神に基づき学校生活をより円滑に進めるためのものであり、生徒の自由及び権利を拘束・束縛するものではない。又、これの制定・改訂は学校の構成員である生徒と教職員のお互いの意見を尊重し、行われなければならない。

そこで、私達は新たな生徒規則を教職員と共に制定していくため、1994年7月『生徒規則等検討委員会』を設立した。そして、子どもの権利条約や本校生徒の精神とも言える所沢高校生徒会権利章典の「構成員の個性・主張の尊重」「自治的・民主的な活動の自由」「表現の自由」「思想の自由」を主張のよりどころとして新しい規則を制定した。

これらの規則は、互いの信頼関係の上に成り立つものである。よって、私達は個人の権利を尊重し個々の良心に従って行動をすることを忘れてはならない。

服装について

服装は自由とする。

ただし、上靴に関しては衛生上の問題により、生徒が教職員と話し合い定めたものを使用する。